○三条市火葬場条例

平成20年12月19日

条例第25号

改正　平成24年３月26日条例第11号

（設置）

第１条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬を行うため、火葬場を設置する。

（名称及び位置）

第２条　火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　三条市槻の森斎苑

位置　三条市月岡3722番地

（指定管理者による管理）

第３条　火葬場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　火葬及びこれに付随する業務

(2)　火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（開場時間）

第５条　火葬場の開場時間は、午前８時30分から午後５時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開場時間を変更することができる。

（休場日）

第６条　火葬場の休場日は、１月１日及び同月２日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（使用許可）

第７条　火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

２　市長は、管理運営上特に必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の不許可）

第８条　市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、火葬場の使用を許可しないことができる。

(1)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(2)　建物及びその施設を損傷するおそれがあるとき。

(3)　その他管理上支障があると認めたとき。

（使用料）

第９条　第７条第１項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第10条　市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条　既納の使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2)　使用者が使用の取消しを申し出て、市長が正当な事由があると認めたとき。

（目的以外の使用等の禁止）

第12条　使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等）

第13条　使用者は、火葬場の使用に当たって、特別の施設を設け、又は既存の設備に変更を加えることはできない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

２　前項ただし書の許可を受けた場合に要する費用は、当該使用者の負担とする。

（使用許可の取消し等）

第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができる。

(1)　使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)　市長及び指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3)　その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

２　前項の場合において、使用者に損害があっても、市長はその責めを負わない。

（原状の回復義務）

第15条　使用者は、火葬場の使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害の賠償）

第16条　使用者が、故意又は過失により建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年規則第30号で平成21年９月１日から施行）

（三条市斎場条例の廃止）

２　三条市斎場条例（平成17年三条市条例第122号）は、廃止する。

附　則（平成24年３月条例第11号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成24年７月９日から施行する。

別表（第９条関係）

区分		単位	使用料	
			市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
火葬炉	12歳以上	1体	無料	30,000円
	12歳未満	1体	無料	15,000円
	死産児	1体	無料	7,000円
	身体の一部	1個	無料	7,000円
霊安室		1日	無料	5,000円

備考

１　「市内に住所を有する」とは、死亡者については死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については父又は母が本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、身体の一部については本人が本市の住民基本台帳に記録

されている場合又は使用の許可を受けた医療機関等の所在地が本市にある場合をいう。

2　「市外に住所を有する」とは、前項に定める場合以外をいう。

3　霊安室について、１日を超えて使用する場合は、１日（24時間に満たない端数時間があるときは、１日とする。）につき、1,000円を加算する。